身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第四十号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年広島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条から第十七条までを削る。

第十八条第一項中「別記様式第十八号」を「別記様式第三号」に改め、同条第二項中「別記様式第十九号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第四条とする。

第十九条中「別記様式第二十号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第五条とし、第二十条を第六条とする。

別記様式第二号中「（第四条関係）」を「（第三条関係）」に改める。

別記様式第三号から別記様式第十七号までを削り、別記様式第十八号中「（第18条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第十九号中「（第18条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第二十号中「（第19条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。